

ドイツの家族政策の特徴とその受容

原 俊 彦

『現代社会学研究』第14巻（2001）抜刷

ドイツの家族政策の特徴とその受容

原 俊 彦

ドイツの家族政策努力はEUの中でもフランスに次いで高い水準にあるが、その出生力は極めて低く、政策努力が弱い割りに出生力水準が高いイギリス、アメリカなどとの相違が目されている。また内容においても児童手当や税控除など「家族負担の調整」に重点を置き、有子家庭の経済支援をめざしている点で、保育機会が充実する北欧諸国との違いが指摘されている。

本稿ではドイツの家族政策の特徴を分析するとともに、1991-92年に実施されたPPA (Population Policy Acceptance) とFFS (Family and Fertility Survey) の意識調査の結果を踏まえ、人々の政策に対する期待や評価、その問題点を考察した。

主な知見は次のとおりである。

- (1) ドイツの家族政策の特徴は、手厚い経済支援と、長く保障された育児休暇制度・パートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」、ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度にある。
- (2) 意識調査結果から、これらの特徴と人々の意識の間には高い整合性があることが確認できた。その一方、「子育てにともなう、すべての(相対的)不利益」をなくすという政策理念とその実現可能性のギャップから、人々の政策効果に対する評価は厳しく、仮に家族政策に出生促進的意図があったとしても、その効果は殆ど期待しえないことが判明した。

はじめに

ナチス政権下の国家主義的・人種主義的な出生政策という不幸な経験を持つドイツは、家族政策において一貫して慎重な立場を取っており、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすに過ぎないとする考え (Subsidiaritätsprinzip) を基本に、国家による個人的領域への介入を抑制してきた(原 2000: 111)。

しかし、その一方、ドイツの家族政策努力はEUの中でもフランスに次いで高い水準にあることが知られている。また、しばしば指摘されるように、この

比較的高い家族政策水準にも関わらず、その出生力は極めて低く、政策努力が弱い割には出生力水準が高いイギリス、アイルランド、アメリカ、カナダなどとの相違が目立っている(阿藤 1996: 36)。さらに政策内容においても児童手当や税控除など「家族負担の調整」に重点を置き、主として有子家庭の経済支援をめざしている点で、保育機会が充実する北欧諸国との違いが指摘されている(魚住 1996: 24-56)。

そこで本稿ではドイツの家族政策の特徴を確認するとともに、1991—92年に実施されたPPA (Population Policy Acceptance)⁽¹⁾と、同時に実施されたFFS (Family and Fertility Survey)⁽²⁾の結果をもとに、意識調査結果からみた、ドイツの人々の家族政策に対する期待や評価、家族政策における問題点について考察する。

なお、本研究は1999年度—2001年度にわたり、厚生省科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)を受け行われている「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクトの一部をなすものである。

1. ドイツの家族政策の特徴

(1) 家族政策への取り組み

1949年に制定されたドイツ連邦共和国基本法の第6条はワイマール共和国憲法の規定を引き継ぎ「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」と定めており、「家庭を築き、子供を育てることは社会の秩序維持に不可欠であり、国がそれらを保護することを基本的認識の一つとするとの立場」(古瀬・塩野谷, 1999: 259)を明確にしている。確かにナチス政権下の人種差別的かつ強権的な人口政策に対する反省から、国家による個人的領域への介入を抑制し、国家は結婚と家族に対して助成的機能を果たすに過ぎないとする考えを基本としているが、その助成的機能の必要性を明文化している点に、大きな特徴があるといえよう。

この結果、他の省庁よりは大幅に遅れるが、1953年には連邦家族省(現在の連邦家族高齢者女性青少年省)が創設されている。また1955年頃から本格化する家族政策においても、子供のいない家庭に比べ、有子家庭が被る大きな経済的負担を軽減する事を目的に「家族負担の調整」が政策の中心的課題となっていく。

つまり、子供のいる家庭は、子育てにより、子供のいない家庭より経済的な損失を被る可能性があり、その負担を、税制面での配慮や児童・育児手当などを通じ調整することは、国家の重要な機能の一つであり、逆に子供を育てる者は、当然のこととして、そのような調整を受ける権利を持つ。従って、受給者は、あえて家族援助の必要性を証明する必要はないとされている。

(2) 財政的支援

このような家族政策に対する基本的姿勢は、財政的支援の手厚さという形で明確に現れている。

児童扶養控除は、比較的所得が高く、後述の児童手当が収入の非課税額に満たない場合に、折半原則(Halbteilungsgrundsatz)に従って、それぞれの親に適用されるもので、その額は子供一人あたり年額 DM 3,456 (約 18.3 万円：単親世帯で倍額)⁽³⁾である。この児童扶養控除の適用によって教会税なども減額される。また 16 歳未満の子供を持つ場合には、さらに年額 DM 3,024 (約 16.0 万円)の養育控除(Betreuungsfreibetrag)が認められる。

この他に就学中の子供を持つ親には、教育控除(18歳未満の子供【親と別居】年額 DM 1,800 (9.5 万円)、18歳以上の子供【親と同居】年額 DM 2,400 (12.7 万円)、18歳以上の子供【親と別居】年額 DM 4,200 (22.3 万円)、ただし児童手当または扶養控除の適用がある場合に限られる)が適用される。

また児童手当 Kindergeld の手厚さでも突出しており、その金額は年々増大しているが、最新の水準である 2000 年 1 月 1 日の改正で、第 1 子と第 2 子は月額 DM 270 (約 1.4 万円)、第 3 子は月額 DM 300 (約 1.6 万円)、第 4 子以降は月額 DM 350 (約 1.9 万円)となっている。しかも支給は 18 歳までの全ての子供、27 歳までの就学中の子供、21 歳までの就業していない子供、心身の障害があり自立していない子供を持つ親が対象である(ただし 18 歳以上については、子供の年収が DM 13,500 (約 71.6 万円)以下という制限がある)。

教育は原則的に大学まですべて無料であるが、さらにバフュック(BaföG: 連邦育英奨学法)や職業教育助成(Berufsausbildungsbeihilfe)などの制度があり、高等教育に対する奨学金も充実している。この他、住居費の負担を支援することで低所得層の家計を補助する住宅手当がある(金額は家庭の収入、家族の人数、家賃の額や返済負担額によって異なる)。また個人所有の住宅に対する住宅所有助成もあり、児童追加手当などとリンクしている。

さらに年金制度についても 1921 年以降に旧西ドイツに生まれた母親(もしくは父親)と、1927 年以降に旧東ドイツで生まれた母親(もしくは父親)は、年金保障において、子育て期間が支払い責任期間(Pflichtbeitragszeit)に算入されることになっている。

(3) 労働政策上の配慮

財政的支援が早くから進み極めて充実しているのに対し、家族をめぐる労働政策上の配慮は、やや遅れ気味の傾向が見られる。

就業する女性の増加に伴い、母親休暇制度と出産後 6 ヶ月までの母親手当が実施された始めたのは 80 年からであり、85 年には母親休暇と母親手当を廃止する代わりに、1 年間の育児休暇と育児手当が導入され、さらに統一後も東

西の格差が大きかったこの育児休暇が、93年以降、最長三年間へと延長され、育児手当の支給も18ヶ月から24ヶ月間に増額された。

つまり、乳幼児を養育しており、週労働時間が19時間以下の母親と父親は、子供が満2歳になるまで月額DM 600 (3.12万円) を上限とする育児手当を受け取ることができる。ただしこの受給には収入による制限が設けられており、生後6ヶ月までは年収DM 100,000 (520万円) まで、また単親世帯では年収DM 75,000 (390万円) までが、完全受給の対象となる。また生後7ヶ月以降については、年収制限の下限額が、さらにDM 32,300 (168万円)、単親世帯の場合はDM 26,400 (137万円) 高くなる。なお年収制限を越えると、支給額は、収入の上昇に伴って段階的に最低DM 0まで引き下げられる。

パートタイム雇用の推進は「家庭と就業の両立」(Vereinbaren von Familie und Erwerbstätigkeit) という点で社会政策の核になる施策であり、またパートタイム雇用が増えることによって雇用コストや失業コストを抑えることができるが、十分な財政支援が行われない場合には雇用の不安定化に繋がるという矛盾も見られるという (Dorbritz & Fux, 1997: 38)。

ドイツはオランダほどではないが、家庭生活と職業生活の時期的調整、パートタイム就業との調整を積極的に進めており、再就職支援 (Hilfen für den beruflichen Wiedereinstieg) やパートタイム就業機会 (Teilzeitarbeitsplätze) の提供に力を入れている。しかしフルタイム就業と保育の充実を基本とするベルギーほどには、労働時間の弾力化は進んでいない。

(4) 家庭外での保育機会

家族と就業の調和は多くの国々で家族政策の重要な課題と位置付けられており、ドイツも例外ではないが、これを具体的に支える家庭外での保育機会・施設の充実はあまり進んでいない。

PPA が実施された1992年の段階でドイツの0—3歳未満の子供に対する家庭外保育の受給比率は約2%であり、同時期のベルギーやハンガリーの20—25%に比べかなり低い。ただし社会主義的家族政策の遺産が残る旧東ドイツでは、この比率は54%と高い。もっとも、その他の国も6%以下であり、とりわけオランダやオーストリアはドイツと同じ1—2%という低い水準にある。さらにスペイン、イタリア、スイスなどでは、この年齢の子供は母親が親戚によって保育されるべきものとされている。

これに対し3—6歳の就学前児童の家庭外保育の受給比率はスイスの50%からベルギーの100%までの間にあるが、オーストリア、スイス、スペインでは終日保育の機会は殆ど与えられていない。また就学児童については、ベルギーは昼休みの保育付き全日授業であり、スペイン、オランダも昼休みの保育はないが全日授業となっている。これに対しドイツ、オランダ、スイスは午前授業

となっている (Dorbritz & Fux, 1997: 37)。

ドイツの場合、このような状況は、その後もあまり改善されておらず、1995年のデータでも保育所 (Kinderkrippe または Tagesstätte) に通う 0～3 歳児の割合は旧西ドイツで 4.2%、旧東ドイツで 50.6% であり、保育制度の整備はヨーロッパの中でも比較的遅れているといわれている。ただし保育園、幼稚園、学童保育における保育・教育費は青少年局 (Jugendamt) において、その全額か一部を受け取ることができ、これは保育ママ (Tagesmutter) を利用する場合にも適用される (原 2000: 115-191)。

(5) ドイツの特徴

このようにドイツの家族政策は、手厚い経済的支援と、長く保障された育児休暇制度とパートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」、ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度という特徴を持っている。

近年、EU 加盟 15 か国にノルウェーとスイスを加え、母親と子供の養育に関する家族政策の比較を行ったローkamp・ヒミツヒホーフエンは、次のようなドイツの特徴を指摘している (Lohkamp-Himmighofen, 1999: 59-60)。

・ドイツはルクセンブルクと並んで、家族と職業を交互に、あるいは家族形成期においては、むしろパートタイム就業を優遇するコンセプトに立っている。このため、両国とも育児手当を国の所得保障に組み込み、就業者のみでなく、無就業の母親 (専業主婦) や父親にも交付する形を採っている。つまり、育児休暇・育児手当制度は、家族内における養育を保障するものとして理解されており、とりわけ子供が 1 歳未満の年齢では、両親が自ら子育てを行うことを前提に、これを支援することを主要な狙いとしている。

・これに対し、性別役割分業の解消や、そのための家族政策の変更・施策の追加 (たとえば子育てへの父親の参加を強く促すような刺激) には、あまり高い優先度を与えていない。むしろ家族政策は、子供は満 1 歳未満まで一定の養育者 (最も理想的には母親) を必要としているという前提に大きく支配されており、母性と就業は同時には成り立たないものとみられている。

・このため、小さな子供のための保育施設・機会はあまり発達しておらず、また年長の子供のための施設や学校も大部分が午前保育・授業となっている。再統一後も、この基本的な方向性は変化せず、むしろ「男女平等」や「家庭と職業の調和」に対する旧西ドイツの考え方が、旧東ドイツにも適用される形となり、結果的に旧東ドイツの女性にライフスタイルや職業生活上の重大な変化をもたらしている。

2. 政策に対する意見と背景

(1) 施策のプライオリティ

このような特徴を持つドイツの家族政策に対して、人々はどのような意見を持っているのだろうか。ここでは PPA の意識調査結果を中心に検討する。

PPA の質問中には家族政策上の各施策に対する意見を訊く項目があり、「もし、あなたが選べるとして、次の施策のうち何が一番重要と思われますか、個人的にもっとも望ましい施策を教えてください。」という形の質問に対する選択率を集計している（表 1）。

この結果によれば、最も望ましい施策は、旧西ドイツでは、第 1 位が「有子家庭に対する所得税の低減」15.4%、第 2 位が「有子家庭の住環境の改善」14.8%で、これに「有子家庭の世帯所得への補助」9.6%、「小さな子供の養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助」8.9%、「子供一人あたり DM 200 の児童手当支給」6.8%、「出産時における経済援助」2.8%を加えると、過半数（58.3%）の人々が、何らかの経済支援策にプライオリティを置いていることがわかる。これに対し就業上の政策を最重視する人は、第 3 位の「就業女性に対する母親休暇規定の改善」10.2%、第 4 位「小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化」10.0%、「有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実」5.2%で、

表 1 家族政策関連施策に対する評価ランキング

家族政策関連施策	最も望ましいと評価した者の比率(%)			
	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	ランク	比率	ランク	比率
有子家庭に対する所得税の低減	1	15.4	1	18.8
有子家庭の住環境の改善	2	14.8	5	8.3
就業女性に対する母親休暇規定の改善	3	10.2	4	11.4
小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化	4	10.0	7	8.1
有子家庭の世帯所得への補助	5	9.6	2	12.8
養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助	6	8.9	6	8.2
3歳未満の保育機会の充実	7	7.4	8	6.4
子供一人あたり DM 200 の児童手当支給	8	6.8	3	12.4
3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実	9	6.2	9	4.6
有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実	10	5.2	10	4.2
出産時における経済援助	11	2.8	12	1.9
就学年齢の子供に対する保育施設の充実	12	2.6	11	2.7

出典 PPA 調査 (1992) の結果 J. Dorbritz, B.Fux 1997: 193

合わせて25.4%と4分の1程度に留まっている。さらに保育機会の充実関係では、第7位の「3歳未満の保育機会の充実」が7.4%、「3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実」6.2%、「始業前、放課後、休暇中における、就学年齢の子供に対する保育施設の充実」2.6%の順となっており、すべて合わせても16.2%と、この種の施策を最重視する者は少数派であることがわかる。

旧東ドイツでも、第1位は「有子家庭に対する所得税の低減」18.3%、第2位が「有子家庭の世帯所得への補助」12.8%、第3位が「子供一人あたりDM200の児童手当支給」12.4%と、ランキングは多少異なるものの、他の項目も合わせ全体の62.4%が何らかの経済支援策にプライオリティを置いており、就業上の政策を最重視する人は、第4位の「就業女性に対する母親休暇規定の改善」が11.4%と旧西ドイツよりやや高いものの全体で23.7%、保育機会の充実関係は13.9%と、やはり少数派となっている。

調査が行われた1992年5月－9月の時点では、旧東ドイツはまだ統一後の混乱にあり、その経済的苦境から経済的支援への要求が大きく、逆に就業や保育関係は、まだ旧制度の良い面が残っているため、このような傾向が現れているとも解釈できる。が、旧西ドイツについては、そのような解釈は成り立たず、むしろ、ドイツの家族政策の特徴は、人々の施策に対するプライオリティを忠実に反映していると解釈できる。

(2) 出生力低下の原因に対する見方

しかし、「なぜ出生力が低下しているか」について、その原因を問う質問の結果（重複回答、その項目を原因として非常に重要とした者の比率）をみると、旧西ドイツでは「より安楽な生活を求める傾向」55.7%、「住宅難」52.2%、「家族からの自由と自己実現の欲求」51.1%に次いで、第4位に「女性の就業率の上昇」49.9%、第6位に「不十分な保育施設」44.2%が挙げられており、女性の就業率が上昇するとともに仕事と家庭の両立が困難になる一方、「保育施設」の不備が出生力低下と結びついているといった認識があることがわかる。

同様のことは旧東ドイツにもいえ、1992年頃の状況を反映し、「経済不況と高い失業率」が78.1%と最重要視され、次いで統合による「高い養育費」が60.6%と問題にされているが、ここでも「不十分な保育施設」が47.2%と第4位に指摘されている。もっとも社会主義政権下で、すでに長期にわたり女性の就業率が高い旧東ドイツの場合、「女性の就業率の上昇」は33.9%と、旧西ドイツほど問題とされていない。

ただし、他の国々との比較で興味深いのは、この「不十分な保育施設」を出生力低下の原因の一つとする者の比率は、ドイツがもっとも高く、次いでハンガリーの38.9%、その他の地域は20%以下となっている。また「女性の就業率の上昇」は、スペイン71.7%、オランダ60.1%、スイス52.9%と、これらの国

の方が比率は高い。

(3) 家庭と仕事の両立における理想

さらに、もう一つのアプローチとして、職業と家庭生活の両立をどのように捉えているかという点について、「家庭と仕事の両立における選好」を調べた質問項目の結果を(表2, 択一選択)みてみよう。

「フルタイム就業で子供あり」を理想とする者の比率は旧西ドイツでは11.2%で、10地域中、スイスの4.3%に次いで極めて低い。逆に旧東ドイツでは、家族政策の基本をフルタイム就業と保育の充実におくベルギーの61.6%ほどでないが、35.3%と二番目に高い。また旧西ドイツでは「パートタイム就業で子供あり」27.8%、「子供が小さいうちは無就業」23.7%、「子供がいる場合は無就業」21.9%となっており、このパート就業指向と、子供優先の家族形態を合計すると全体の73.4%と、旧東ドイツの54.3%とは際だった対照を見せている(ただし、この合計比率はベルギーを除き、旧西ドイツより他の国々の方が高い)。

そこでPPAに代えてFFSから、男女別の違いがみられる「家庭と仕事をする上で、女性にとっての理想の可能性」という同様の質問を選び、両ドイツ地域の違いをより詳しく検討してみよう(表3, 択一選択)。

この結果によれば、旧西ドイツでは、女性は第1位が「一時離職」の24.5%、第2位が「永久退職」の22.1%となっており、合計で46.6%と、半数近くの女性が専業主婦を理想としており、基本的に子供がいる場合、あるいは子供が小

表2 職業と家庭の両立に関する選好

国名	好ましい生活形態					
	フルタイム 就業で子供 なし	フルタイム 就業で子供 あり	パートタイム 就業で子供 なし	パートタイム 就業で子供 あり	子供が小さい うちは無 就業	子供がいる 場合は無就 業
オーストリア	5.6	8.0	0.6	37.3	38.2	10.3
ベルギー	5.6	61.6	0.8	23.2	4.8	4.0
旧チェコスロバキア	2.4	13.0	—	14.5	50.0	20.1
西ドイツ	13.4	11.2	2.0	27.8	23.7	21.9
東ドイツ	9.2	35.3	1.0	37.9	10.5	6.1
ハンガリー	1.4	13.7	0.1	25.8	47.3	11.7
イタリア	4.8	23.8	1.2	54.3	15.9	—
オランダ	5.1	24.2	3.2	47.7	19.9	—
スペイン	7.4	13.9	2.8	43.6	15.4	16.9
スイス	15.3	4.3	3.6	25.6	44.8	6.4

出典 PPA 調査 (1992) の結果 J. Dorbritz, B.Fux 1997: 131

**表 3 家庭と職業を両立する上で、女性にとって理想の可能性に対する評価
(性別：比率%とランク)**

被質問者が第一位とした比率 (%)	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	女性		男性		女性		男性	
	%	ランク	%	ランク	%	ランク	%	ランク
フルタイム就業で子供なし	12.3	4	14.3	4	8.1	6	10.3	6
フルタイム就業で子供1人	6.1	5	5.8	7	21.2	2	20.4	2
フルタイム就業で子供2人・以上	3.4	6	7.1	6	15.4	3	13.8	4
パートタイム就業で子供なし	2.2	7	1.8	8	0.8	8	1.1	8
パートタイム就業で子供1人	12.3	4	10.7	5	11.9	4	14.0	3
パートタイム就業で子供2人・以上	17.0	3	15.6	3	27.8	1	22.0	1
永久退職	22.1	2	21.9	2	5.4	7	6.7	7
一時離職	24.5	1	22.9	1	9.4	5	11.7	5

出典 FFS 調査 (1992) の結果 J. Roloff, J. Dorbritz 1999: 57

さい時期の就業を望んでいないことがわかる。また、この比率は男性でも各々 21.9%、22.9%となっており、男性もパートナーがそのようなライフスタイルを選択することを望んでいるが、その合計比率は 44.8%と、むしろ女性よりわずかに少ない。

これに対し旧東ドイツの場合は、女性では「パートタイム就業で子供2人以上」が 27.8%と第1位を占め、第2位が「フルタイム就業で子供1人」21.2%、第3位が「フルタイム就業で子供2人以上」15.4%となっており、この比率は男性も、それぞれ 22.0%、20.4%、13.8%と殆ど変わりなく、男女とも就業に対する指向が強い。

さらに同じデータを配偶関係別にみると(表4)、旧西ドイツでは、有配偶の男女で第1位が「永久退職」の 27.6%、第2位が「一時離職」の 25.1%と、さらに専業主婦指向が強く、第3位が「パートタイム就業で子供2人以上」の

**表 4 家庭と職業を両立する上で、女性にとって理想の可能性に対する評価
(配偶関係別：比率%とランク)**

被質問者が第一位とした比率 (%)	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	有配偶		無配偶		有配偶		無配偶	
	%	ランク	%	ランク	%	ランク	%	ランク
フルタイム就業で子供なし	7.5	5	18.6	2	5.1	7	13.8	3
フルタイム就業で子供1人	4.0	6	8.7	6	18.9	2	25.6	1
フルタイム就業で子供2人・以上	2.3	7	4.5	7	17.1	3	11.9	5
パートタイム就業で子供なし	1.8	8	2.8	8	0.5	8	1.4	8
パートタイム就業で子供1人	12.2	4	12.5	5	11.5	4	12.6	4
パートタイム就業で子供2人・以上	19.6	3	13.8	4	32.9	1	18.1	2
永久退職	27.6	1	15.1	3	5.7	6	5.0	7
一時離職	25.1	2	23.8	1	8.3	5	11.5	6

出典 FFS 調査 (1992) の結果 J. Roloff, J. Dorbritz 1999: 58

19.6%、第4位が「パートタイム就業で子供1人」の12.2%と、パートタイム就業による両立指向が、これに次いでいる。

また無配偶でも第1位は「一時離職」の23.8%で、「永久退職」が第2位で15.1%となっており、独身の若い男女が比較的多いはずの、この層でも専業主婦指向が40%近くを占めていることがわかる。

これに対し旧東ドイツでは、有配偶の男女の第1位は「パートタイム就業で子供2人・以上」の32.9%で、次いで「フルタイム就業で子供1人」18.9%、「フルタイム就業で子供2人・以上」17.1%と、就業に対する指向が極めて強い。また独身の若い男女が比較的多い無配偶では第1位が「フルタイム就業で子供1人」25.6%で、「パートタイム就業で子供2人・以上」は第2位の18.1%と、フルタイム指向がより強く現れている。

ここで興味深いのは「フルタイム就業で子供なし」という選択肢で、これは女性の就業を優先し無子に留まることを意味し、専業主婦指向と対極をなすものであるが、このようなキャリア指向は、旧西ドイツの有配偶で7.5%、無配偶では18.6%、旧東ドイツの有配偶で5.1%、無配偶では13.8%と、いずれも旧西ドイツの方が高くなっており、無子比率の上昇との関係でしばしば指摘される、家族セクターと非家族セクターへの二極化(polarization)傾向(Dorbritz & Höhn, 1997: 189)が、旧西ドイツで、より強く現れているといえよう⁽⁴⁾。

3. 家族政策への評価と期待

(1) 低い現状の政策への評価

ところで、このような指向を持つドイツの人々は、現状の家族政策の効果をどう評価しているのだろうか？

同じくFFSで、政府が実施している現状の家族政策の効果に対する質問・回答(表5)をみると、その評価はあまり高くないことがわかる。

たとえば「何の効果もない」と、殆ど全否定している者は、旧西ドイツで女性52.3%、男性53.9%、旧東ドイツでは女性56.7%、男性58.5%と、両地域とも過半数を越えており、政策効果に対する厳しい見方がうかがえる。

ただし個々の効果についてみると、旧西ドイツでは「機会均等を推進する」、「母親がより多くの時間を子供と過ごせる」、「夫婦・家族に対する社会的評価の強化」の三つで、男女いずれも肯定的評価が半数を超えており、とりわけ「母親がより多くの時間を子供と過ごせる」という点では7割方の人が肯定的に評価している。

この点についてだけは旧東ドイツでも過半数の人々が肯定的に評価しているが、他の点については、すべて半数以下であり、例外は「両親の生活を困難にする」という逆効果を肯定する回答で、女性で73.1%、男性で70.4%とトップ

表5 ドイツにおける家族政策の効果に対する評価：肯定・否定的評価の比率（％）

被質問者に占める肯定的・否定的評価の比率（％）	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	女性		男性		女性		男性	
	肯定	否定	肯定	否定	肯定	否定	肯定	否定
機会均等を推進する	59.0	41.0	62.4	37.6	38.6	61.4	39.7	60.3
母親がより多くの時間を子供と過ごせる	67.4	32.6	67.8	32.2	56.5	43.5	56.2	43.8
夫婦・家族に対する社会的評価の強化	58.2	41.8	56.3	43.7	43.4	56.6	42.3	57.7
子供のいる生活をより容易にする	48.2	51.8	46.4	53.6	29.4	70.6	29.0	71.0
両親の生活を困難にする	48.6	51.4	49.7	50.3	73.1	26.9	70.4	29.6
夫婦が子供を持つ時期を早める	40.6	59.4	40.3	59.7	23.6	76.4	23.8	76.2
希望子供数の実現	33.8	66.2	36.0	64.0	26.6	73.4	25.5	74.5
夫婦がより多くの子供を持つ	33.0	67.0	29.3	70.7	13.8	86.2	13.6	86.4
何の効果もない	52.3	47.7	53.9	46.1	56.7	43.3	58.5	41.5

註 質問「政府の家族政策には様々なねらいがあります。どのような効果があったか、次の中から、あなたの判断を選んで下さい。1. 肯定的 2. 部分的肯定 3. どちらかといえば否定的（4. 完全に否定的）」上記の表では、肯定的＝1.＋2. 否定的＝3.＋4. が被質問者に占める割合を求めている。なお、無効回答及び無回答は集計に含まない。

出典 FFS 調査（1992）の結果 J. Roloff, J. Dorbritz 1999: 227

を占めている。旧東ドイツにおけるこのような否定的評価は、旧体制下の経験と統一後の状況変化を強く反映したものと思われる。

ただし「夫婦がより多くの子供を持つ」、「希望子供数の実現」という、家族政策が持つ、人口政策的・出生促進的效果に対応した二つの項目については、東西両地域とも極めて否定的であり、その点は全く共通している。

（2）高い将来的政策への期待

このように現状の家族政策の効果に対しては両地域とも極めて否定であるが、しかし、だからといって新たな施策に対し何の期待もしていないのかというと、そうでもなさそうである。たとえば「子供を持つこと、子供をかまったりやること、子供を育てることなどを容易にすると思われる、次のような施策に対するあなたの個人的な評価を選んで下さい。」（表6）という、同調査の別の質問では、東西両地域の男女の半数以上が上位12項目の殆どすべてについて「大いに賛成」と答えている。

とりわけ賛成比率が高いのは、旧西ドイツでは「有子家庭の住環境の改善」（女性75.6%、男性70.6%）、「有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実」（女性72.2%、男性62.7%）、「小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化」（女性71.0%、男性60.4%）で、子育てに優しい住環境の整備や、子育てとパートタイム就業の両立を助ける施策に対する期待が高い。

また旧東ドイツでは、すべての項目で旧西ドイツより期待が高いが、「有子家庭の住環境の改善」（女性83.9%、男性76.5%）が西と共通するものの、「子供

表6 子供を持つことを容易にと思われる施策に対する
選好度：地域別・男女別（％）

施策に対して「大いに賛成」とした回答した比率とランク	旧西ドイツ地域				旧東ドイツ地域			
	女性		男性		女性		男性	
	％	ランク	％	ランク	％	ランク	％	ランク
就業女性に対する母親休暇規定の改善	66.8	6	57.5	7	77.8	8	68.2	7
有子家庭に対する所得税の低減	68.5	4	61.1	3	83.2	3	75.7	3
3歳未満の保育機会の充実	61.2	10	52.1	10	72.9	12	66.1	11
3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実	67.8	5	58.0	5	81.1	4	70.4	5
有子家庭の世帯所得への補助	66.7	7	57.8	6	80.7	5	74.3	3
出産時における経済援助	57.6	11	47.0	11	78.5	6	68.5	6
養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助	65.3	8	56.2	8	74.5	11	65.0	12
子供一人あたり DM 200 の児童手当支給	64.6	9	56.0	9	83.6	2	72.9	4
就学年齢の子供に対する保育施設の充実	53.1	12	43.8	12	77.4	10	67.2	10
小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化	71.0	3	60.4	4	78.3	7	68.1	8
有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実	72.2	2	62.7	2	77.7	9	68.0	9
有子家庭の住環境の改善	75.6	1	70.6	1	83.9	2	76.5	1

註 質問「子供を持つこと、子供をかまってやること、子供を育てることなどを容易にと思われる、次のような施策に対するあなたの個人的な評価を選んで下さい。得点 1. 大いに賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらかといえば反対 4. 全面的に反対」。
上記の表では、1. 大いに賛成との回答が被質問者に占める割合を求めている。比率の大きい順にランク付けしている。

出典 FFS 調査 (1992) の結果 J. Roloff, J. Dorbritz 1999: 58

一人あたり DM 200 の児童手当支給」(女性 83.6%, 男性 72.9%), 「有子家庭に対する所得税の低減」(女性 83.2%, 男性 75.7%) など、経済的要求が目立つ。

なお「3歳未満の保育機会の充実」は、旧西ドイツで第10位(女性61.2%, 男性52.1%), 旧東ドイツでも12位—11位(女性72.9%, 男性66.1%)となっており、両地域とも他の項目ほど期待は高くない。

ただし、これらの家族政策に対する期待の要因分析の結果(表7)によれば、旧西ドイツでは「経済支援策」的要因が41%, 「家庭と仕事との両立策」的要因が12%と、どちらかと言えば経済的な施策に対する期待の方が大きく、逆に旧東ドイツでは、前者が12%後者が35%と、家庭と仕事との両立を支援する施策を重視する傾向が見られる。また「家庭と仕事との両立策」の中でも「3歳未満の保育機会の充実」の重み付けが、旧西ドイツで0.78, 旧東ドイツで0.70と高く、他の施策と比べてもかなり重視されている(Roloff & Dorbritz, 1999: 234)。

ところで、このような家族政策に対する期待が、女性のライフスタイルによって、どう異なるのか、逆にいえば、どのようなライフスタイルの女性が、どのような施策を重視しているかをみるために、旧西ドイツについて「非常に重

表7 家族政策に対する期待の要因分析

「経済支援策」的要因					
変数と重み	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域		
		41%		12%	
変数と重み	母親休暇	0.52			
	所得税の低減	0.66	所得税の低減	0.61	
	世帯所得への補助	0.77	世帯所得への補助	0.71	
	出産時における経済援助	0.75	出産時における経済援助	0.72	
	養育休業に対する経済援助	0.65	養育休業に対する経済援助	0.58	
	児童手当の増額	0.70	児童手当の増額	0.67	
	住環境の改善	0.56			
「家庭と仕事の両立策」的要因					
変数と重み	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域		
		12%		35%	
変数と重み	3歳未満の保育機会の充実	0.78	3歳未満の保育機会の充実	0.70	
	就学前の保育機会の充実	0.71	就学前の保育機会の充実	0.74	
	学童保育施設の充実	0.70	学童保育施設の充実	0.68	
	就業時間の柔軟化	0.67	就業時間の柔軟化	0.60	
	パートタイム就業機会の充実	0.63	住環境の改善	0.55	

出典 FFS 調査 (1992) の結果 J. Roloff, J. Dorbritz 1999: 234

表8 家族政策に対する評価 (旧西ドイツ地域, 女性, 生活形態別, 平均値)

施 策	生 活 形 態				
	パート ナーあり	パート ナーあり	一人親	一人暮らし	パート ナーあり
	子供あり 就業	子供なし 就業	子供あり 就業	子供なし 就業	子供あり 無就業
就業女性に対する母親休暇規定の改善	1.31	1.30	1.28	1.35	1.34
有子家庭に対する所得税の低減	1.21	1.40	1.22	1.43	1.24
3歳未満の保育機会の充実	1.42	1.42	1.40	1.50	1.61
3歳以上から就学年齢までの保育機会の充実	1.23	1.30	1.26	1.48	1.37
有子家庭の世帯所得への補助	1.28	1.46	1.17	1.46	1.24
出産時における経済援助	1.42	1.55	1.37	1.60	1.38
養育のために休業せざる得ない親に対する経済援助	1.34	1.42	1.25	1.49	1.36
子供一人あたり DM 200 の児童手当支給	1.30	1.52	1.26	1.55	1.25
就学年齢の子供に対する保育施設の充実	1.51	1.60	1.39	1.64	1.68
小さな子供がいる場合の就業時間の柔軟化	1.24	1.31	1.22	1.31	1.37
有子家庭に対するパートタイム就業機会の充実	1.17	1.26	1.23	1.34	1.32
有子家庭の住環境の改善	1.18	1.25	1.18	1.33	1.19

註 「非常に重要」= 1 から「重要でない」= 4 までの得点を集計した平均値, この値が小さい程, 施策の重要度が高い。生活形態は重要なものに限定。なお, 上記のパートナーありは既婚かあるいは同棲している者。

出典 FFS 調査 (1992) の結果 J. Roloff, J. Dorbritz 1999: 235

要」= 1 から「重要でない」= 4 までの得点を集計し, その平均値 (小さい程, 施策の重要度が高い) を求める (表8) と, 次のような傾向が確認できるとい

う (Roloff & Dorbritz, 1999 : 236)。

・家族政策的施策にもっとも高い期待を抱いているのは母子家庭 (一人親, 子供あり, 就業) であり, 殆どすべての項目で最低の平均値を示している。これは一人親家庭では共稼ぎ夫婦の場合より経済状況が厳しいと同時に, 就業も避けられず, 経済的支援と両立支援の双方が必要とされるためと思われる。

・次いで期待が高いのは専業主婦 (パートナーあり, 子供あり, 無就業) で, その期待の中心は経済的支援—とりわけ, 所得税減税や世帯収入への補助, 出産時における経済援助, 児童手当の増額などである。これは専業主婦として収入が制約されることにより, 世帯所得が相対的に低下するためと思われる。他方, 専業主婦であることにより一人親ほど両立支援を必要としない。恐らく「子供が小さい間は, 無就業」を理想とする層と重なると思われる。

・共稼ぎ女性 (パートナーあり, 子供あり, 就業) の場合は, 上記の2タイプより政策に対する期待は小さいが, それでも子供がいない者よりは大きい。また, このタイプも両立支援よりは経済援助を選好する傾向があるという。このタイプで家族政策への期待が比較的小さいのは, すでに「家族と仕事の両立」問題がかなりの程度解決されており (だからこそ共稼ぎが選択されている), また共稼ぎであることにより経済的問題も上記の2タイプより, かなり軽減されていることによると思われる。また, このタイプがどちらかといえば経済的援助を選好する理由は, 子供を持つことが社会的 (経済的) 不平等に繋がるとの意識が, この層にあるためであるという。

・家族政策への期待が最も小さいのは無子の就業女性 (子供なし, 就業) で, これはパートナーなし (独居), あり (既婚ないしは同棲) の, いずれの場合も同じである。このライフスタイルを選択する女性は, 職業への指向が強く, 子供を持たない選択がすでになされており, このため政策への期待も小さい。また職業指向の強さから, 子供が生まれた場合には「家族と仕事の両立」支援を重視する傾向が見られるという。

(3) 政策効果に対する否定的見通し

以上のように無子の就業女性を除けば, ドイツの人々が将来的な家族政策に寄せる期待は決して小さくない。が, もしそれらが実現されたとして, 人々の行動は変化するのだろうか。この点について FFS では「あなたが望む政策がもし実現したとしたら, その結果は?」という質問を行っている。しかし, その回答はあまり芳しいものではない (表9)。

東西両地域とも第1位は「もっと楽に望むだけの子供を持てるだろう」という曖昧な答えで (旧西ドイツ 44.7%, 旧東ドイツ 44.0%), 支持者は半数に満たない。これに対し「間違いなく, (次の) 子供をほしいとは思わない」という, 極めて否定的な答えが旧西ドイツで 24.1%, 旧東ドイツでは 39.1% に上る。ま

表9 政策が実現した場合の行動変化についての評価：該当しているとの回答比率 (%) とランク

「あなたが望む政策がもし実現したとしたら、その結果は？」という質問に対する回答	旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	肯定的回答 (%)	ランク	肯定的回答 (%)	ランク
もっと楽に望むだけの子供を持てるだろう。	44.7	1	44.0	1
次の子供をもっと早く持てるだろう。	28.2	3	24.4	4
(もう一人) 子供を持つか考えるだろう。	33.1	2	29.9	3
次の子供を持つことに自信を持てるだろう。	21.2	5	17.0	5
間違いなく、(次の) 子供をほしいとは思わない。	24.1	4	39.1	2

出典 FFS 調査 (1992) の結果 J.Roloff, J. Dorbritz 1999: 238

た「次の子供をもっと早く持てるだろう」といった出生タイミングに対する効果についても、肯定派は旧西ドイツで28.2%、旧東ドイツで24.2%とかなり限定的である。

つまり家族政策を将来的にさらに充実させることは認めているし、期待もするが、その結果として、何らかの出生促進的な効果があるとは考えていないし、また考えたくもないという傾向が確認できるといえよう。

4. 考察—ドイツの家族政策の特徴と問題点

(1) 特徴とその背景

すでに述べたように、ドイツの家族政策の特徴は、手厚い経済支援と、長く保障された育児休暇制度・パートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」、ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度にあるいえる。

まず第一の特徴である手厚い経済支援についてみると、一連の施策の背景には「家庭を築き、子供を育てることは社会の秩序維持に不可欠であり、国がそれらを保護する」ことは当然であるという一貫した政策理念がある。しかも、この理念は、さらに具体的に「家族負担の調整」という形で、理想的には有子家庭が被る「子育てにともなう、すべての(相対的)不利益」をなくすことをめざしている。しかし現実問題としては財政的制約もあり、実際の施策は、この不利益を完全に相殺することはできない。このため、所得水準とは無関係に、子供を持つすべての人々に広く経済支援を行うことが原則的とされているが、施策の詳細においては財政負担を抑えるための様々な制限が存在するといえよう。

実際、意識調査の結果も、東西両地域とも、この種の「家族負担の調整」をめざした経済的支援策に高いプライオリティを置いており、このようなドイツの家族政策の特徴は、人々の意向をそのまま反映したものであると思われる。

もっとも上述のようなドイツの家族政策の理念的特徴が、人々の、そのような権利意識を形成してきたという逆の因果関係も想定しうる。しかし、いずれにせよ、この手厚い財政支援が人々の意識と高い整合性を持つものであることは間違いない。

同様に第二の特徴である、長く保障された育児休暇制度・パートタイム雇用を中心とした「家族と職業の両立」という点も、意識調査結果との強い整合性が読みとれる。たとえば、旧西ドイツの場合、女性の就業率の上昇が「仕事と家庭の両立」を困難にしているとの認識が持たれたおり、また旧東ドイツの場合には統合後の状況が、この困難を改めて増している。

ただし、この認識が向かう方向は両地域でやや異なっている。旧西ドイツでは、家族内における養育を保障するものとしての育児休暇・育児手当制度が必要とされており、とりわけ子供が小さいうちは、両親が自ら子育てを行うことを前提に、これを支援することが期待されている。実際、意識調査の結果は、旧西ドイツで男女とも専業主婦家庭指向が極めて強いことを示しており、小さな子供を持つ場合には「一時離職」か「永久退職」を望む者が半数近くを占めている。これに対し旧東ドイツでは、むしろ就業に対する指向が強く、これらの施策は、パートタイム就業やフルタイム就業と子育ての、両立・継続との関係で理解されているものと思われる。

ヨーロッパの中でも比較的遅れた保育制度という第三の特徴についても、同様の文脈から、政策と国民の意識の間に高い整合性があるといえよう。ただし、ここで興味深いのは、就業に対する指向が強い旧東ドイツの場合で、将来の施策に対する期待において項目ごとの単純集計をみる限りでは、「3歳未満の保育機会の充実」は、旧西ドイツで第10位（女性61.2%、男性52.1%）に対し、11位—12位（女性72.9%、男性66.1%）と、他の項目ほど期待は高くない。調査時点では、なお統一後の混乱にあり、経済的な苦境から経済的支援への要求が大きく、逆に就業や保育関係については、まだ旧制度の良い面が残っているために、このような傾向が現れているとも考えられるが、あるいは基本的（長期的）には旧西ドイツと同じような指向を持っているのか、この点については、さらに近年のデータで確認する必要があるだろう。

(2) 問題点

このようにドイツでは家族政策の特徴と人々の意識との間に、高い整合性があることが確認できる。しかし、だからといって全く問題がないかといえば、それは大いに疑問である。

意識調査の結果は、まず第一に現状の政策効果に対する厳しい評価を示している。旧東ドイツで、この傾向が強いことは十分理解できるが、旧西ドイツでも「何の効果もない」との評価が過半数を占めるのは、なぜであろうか。

一つには、人々が政策効果という言葉から「夫婦がより多くの子供を持つ」、「希望子供数の実現」といった人口政策的・出生促進的效果をイメージし、これに反発している可能性が考えられる。現に「機会均等を推進する」、「母親がより多くの時間を子供と過ごせる」、「夫婦・家族に対する社会的評価の強化」の三つについては男女いずれも肯定的評価が半数を超えており、とりわけ最後の項目については7割方の人が評価している。

しかし、そうだとしても、第二の将来への政策への期待では、男女の半数以上が上位12項目の殆どすべてについて「大いに賛成」と答えており、この点からも、ドイツの人々が、現在の施策にまだまだ満足していないと解釈する方が妥当であろう。

とりわけ、将来への期待として東西両地域とも「有子家庭の住環境の改善」をその筆頭に挙げており、他の施策についてのプライオリティは異なるものの、基本的には、有子家庭が被る「子育てにともなう、すべての(相対的)不利益」をなくすという理想に照らした場合、現実はまだ遙かに遠いという評価にならざる得ないのではないか。

特に旧西ドイツで問題となるとなるのは、政策の受け手による評価の違いである。

ロルフ、ドルブリッツらの分析にもあるように、もっとも家族政策への期待が高いのは母子家庭(一人親、子供あり、就業)であり、この層は経済的支援と両立支援の双方を必要としている。しかし一人親であるために発生する所得の相対的格差を、共稼ぎの場合と遜色ない形で調整することは果たして可能だろうか。あるいは所得調整は諦めるとしても、共稼ぎの場合と同程度の「就業との両立」は実現するであろうか。またオーストリアでは母子家庭に対する育児休業手当の増額を実施したところ、意図的に結婚を遅らせ増額給付を受けるケースが急増したことがあったが(原, 2000:138)、この層への支援をさらに強化するとすれば、いわゆる一人親と、事実上のパートナーはいるが別居しているケースを、制度的に、どのように区別するのかといったことも避けて通れない問題となろう。

次いで政策への期待が高いのは専業主婦(パートナーあり、子供あり、無就業)であるが、この層が求めているのは主として経済的支援であり、正しく子供を持つことや、母親が無就業であることによる、世帯所得の相対的低下を調整することである。しかし、専業主婦家庭の世帯所得が、すでに夫の所得のみで、その選択を可能とするほどの高さを持っているとすれば、共稼ぎ世帯に対する相対的所得低下を調整することに、社会的コンセンサスが得られるだろうか。

さらに共稼ぎ女性(パートナーあり、子供あり、就業)の場合も、両立支援

よりは経済援助を選好する傾向があり、彼らも子供を持つことによる経済的不平等の調整を求めている。この場合も、共稼ぎでなおかつ子供を持つことができるほどの世帯所得は、一般的にみて、独身も含め稼ぎ手が一人しかいない世帯より高いと考えられるが、それでも相対的格差の是正は必要とされるのだろうか。

しかし、この種の格差の是正がどのようにリアリティのないものに響こうと、ドイツの家族政策は少なくとも理念上、その必要性を認めており、人々の政策効果に対する不満が解消されることは将来的にもあり得ないと思われる。

さらに政策の受け手という点で、もっとも皮肉なのは無子の就業女性（子供なし、就業）の場合である。このライフスタイルを選択する女性は、職業への指向性が強く、子供を持たない選択がすでになされておき、このため政策への期待も小さい。つまり、この調査結果は、旧西ドイツの場合、子供を持ちたいと思う女性は、基本的に専業主婦か、あるいは共稼ぎ女性（パートナーあり、子供あり、就業）を指向するため、無子の就業女性は、家族政策の潜在的受け手とは、殆ど成りえないことを示している。

実際、就業を優先し無子に留まることを理想とするキャリア指向の女性は、旧西ドイツの有配偶で7.5%、無配偶で18.6%、旧東ドイツの有配偶で5.1%、無配偶で13.8%と高く、家族セクターと非家族セクターへの二極化（polarization）傾向が続く限り、家族政策の潜在的受け手は減少する一方であろう。

(3) 家族政策の出生促進的効果

このような受け手の側の事情を考慮した場合、たとえドイツの家族政策に隠れた出生促進的意図があったとしても、その効果は殆ど期待しえないといえよう。

実際、意識調査の結果も、この点については東西両地域で共通しており、現状の家族政策的施策に、「夫婦がより多くの子供を持つ」、「希望子供数の実現」といった出生促進的効果を認めない者が過半数を占めている。また将来的な施策の効果についても極めて消極的であり、仮に彼らが望む政策が実現したとしても、それが彼らの行動を大きく変化させるとは考えていない。

ドイツのPPAの報告書をまとめたドルブリッツとフックスは、その結論部分で、出生促進効果を考えるなら、現在の家族政策の主要ターゲットをもっと若い年齢層に絞るべきかも知れないと、次のような議論を展開している（Dorbritz & Fux, 1997: 241-42）。

「多くの国で、子供を持たず独身生活を送る者の中には、(将来的には子供を持つ可能性がある)若者が比較的多いことが知られている。子供を持たないことは計画的なものではなく、第1子の出産を繰り返し遅らせた結果、現状のライフスタイルを固定化してしまうか、あるいは様々な理由から、もはや子供を

持つことができなくなるためである。そうであるとすれば、追加的な施策が、第1子の出産を容易にするか、その時期を早めることは可能だろう。」

しかし、この国の家族政策理念から、そのような「第1子のみを優遇するような施策は、社会的公平の観点から許されないであろう」と述べ、「将来の施策がもたらす効果についての、我々の調査や他の調査が示していることは、子供は国家によって買えない (Kinder können durch den Staat nicht “gekauft” werden] という事実である。家族政策は常に (子供を持つことによる負担を) 和らげる (nur abfedern) が、(子供を持つことを) 刺激することは殆どない (kaum stimulieren)」と結んでいる。

註

- (1) 正式名称 (European Comparative Survey on Population Policy Acceptance)。PPA は、人口政策に関連した様々な問題に対する、人々の姿勢や意見を、広汎なアンケートを通じて調査したもので、とりわけ現在 (調査時点) 実施されている家族政策関連施策の効果に対する意見や、将来の施策に対する期待を把握し、EU 全体の政策調整の基盤を明らかにすることを目的として実施された。この調査に参加したのは、オーストリア、ベルギー、旧チェコスロバキア、ドイツ、ハンガリー、イタリア、オランダ、スペイン、スイスの9カ国で、調査時期は1991年から1992年に掛けてで、データ収集・分析も各国ごとに行われたが、事前に調整された統一的な質問項目が用いられている。英語版の報告書としては (Moors & Palomba (ed.), 1995) がある。調査時期が十年近く前で、やや古いのが、現在までのところ、これに代わる広汎な比較調査は行われていない。
- (2) 国連の経済委員会人口問題部会 (ヨーロッパ) UN/ECE の提案に基づく調査。1994年までに20カ国が参加。ドイツではBIBが参加し1992年に調査を行う。
- (3) 以下、2000年3月の1DM=53円で換算した。
- (4) 無子比率の上昇と家族形態の二極化については別稿「ドイツにおける無子比率の上昇 (原2000) を参照のこと。

参考文献

- 阿藤誠, 1996, 「先進諸国の出生率の動向と家族政策」, 阿藤誠編, 『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』, 東京大学出版会, 1-48
- 魚住明代, 1996, 「ドイツにおける出生率と家族政策」, 阿藤誠編, 『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策』, 東京大学出版会, 221-256
- 原俊彦, 2000, 「第二部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」, 『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』, 厚生省科学研究費 平成11年度報告書 (課題番号 H11-政策-008), 平成12年3月, 87-224
- 古瀬徹・塩野谷祐一 (編), 1999, 『先進諸国の社会保障 第4巻 ドイツ』, 東京大学出版
- Dorbritz, J. und B. Fux (Hrsg.), 1997, Einstellungen zur Familienpolitik in Europa., Schriftenreihe des Bundesinstitut für Bevölkerungsforschung Band 24. Harald

Boldt Verlag

Lohkamp-Himmighofen, M. "Familienpolitischen Maßnahmen bei Mutterschaft und der Erziehung von Kleinkindern in den Mitgliedstaaten der EU, Norwegen und der Schweiz", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, 1/1999, 47-64.

Dorbritz, J. and C.Höhn, 1997, "THE FUTURE OF THE FAMILY AND FUTURE FERTILITY TRENDS", UN-Population Division, *FUTURE EXPECTATIONS FOR BELOW-REPLACEMENT FERTILITY*, UN/POP/BRF/BP/1997/3, EXPERT GROUP MEETING ON BELOW-REPLACEMENT FERTILITY:179-195

Moors, H., R.Palomba (ed.), 1995, *Population, Family and Welfare- A Comparative Survey of European Attitudes Vol.1*, Clarendon Press Oxford

Roloff, J., J. Dorbritz(Hrsg.), 1999, *Familienbildung in Deutschland anfang der 90er Jahre-Demographische Trends, individuelle Einstellungen und socio-ökonomische Bedingungen*, Schriftenreihe des BIB Band 30, Leske+Burdich

(はら としひこ, 北海道東海大学国際文化学部, 人口社会学・情報社会学)
(hara@di.htokai.ac.jp)

Family Policy and Policy Acceptance in the Federal Republic of Germany

HARA Toshihiko

Abstract

This paper focuses on the family policy and policy acceptance in the Federal Republic of Germany. Reviewing the constitutional concept and the family policy measures, we showed their main characteristics and analyzed policy acceptance among the German people, using the statistical data from PPA (Population Policy Acceptance) and FFS(Family and Fertility Survey) in 1991-92.

The important findings are:

1. The family policy in Germany are mainly characterized though the richness of financial support for the family, the long assured parental leave, the part-time job creation to combine family and career, and the weakly developed day-care facilities for children younger than 3 years old.
2. They showed in various aspect the high consistency with the results of the PPA and FFS. However, the policy acceptance among the people are not strong because of the inevitable gaps between the constitutional ideal and its realization. Thus, even if the family policy in Germany had contained the pro-natalistic intention, it would not be expected to make any influence on fertility trend.